2　前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せて、同項各号に定める方法による届出をすることができなかった又はできないときは、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4　［略］

（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）

第六条　［略］

（輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付手続）

第六条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十七条又は第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国際観光旅客税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

（処分通知等の指定）

第七条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

（手数料等に係る納付情報の通知）

第八条　税関長は、第三条第一項に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、輸出入等関連情報処理組織を使用して、通知するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せて、同項各号に定める方法による届出をすることができなかった又はできないときは、電子情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、電子情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4　［同上］

（電子情報処理組織による関税等の納付手続）

第六条　［同上］

（電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付手続）

第六条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十七条又は第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国際観光旅客税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

（処分通知等の指定）

第七条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

（手数料等に係る納付情報の通知）

第八条　税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「十一兆千六百十億円」を「十一兆五千四百六十三億円」に、「千三百九十億円」を「千五百三十七億円」に、「百六十八億円」を「百三十四億円」に改める。